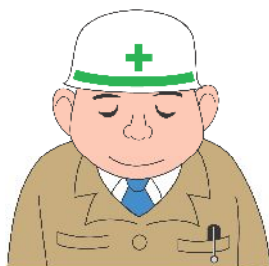


職長教育～午前・午後コース

職長・安全衛生責任者教育講習は、労働安全衛生法 60 条、労働安全衛生規則 第 40 条、同第 3 項で「全部又は一部省略すること」が可能です。是非とも 1 日講習をご検討下さい。なお、講習会費は 2 日間と同じとなります。

職長・安全衛生責任者教育講習会のご案内～ 1 日コース～

職長とは、
一人で現場へ出向いた人
グループで出向いた場合の責任者



こんな声から

- ・実務に即応できる職長教育講習が必要だ
- ・至急、職長教育の修了証が必要だ
- ・安全協力会のセミナーとして考えたい
- ・労災事故再発防止として開催したい
- ・社員、職長再教育として検討したい
- ・リスクアセスメントを習得したい
- ・一般講習では日程の調整ができない



1 日講習、出張講習、土日祝祭日 OK！

職長教育 1 日講習

【労働安全衛生法 第 60 条】

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令に定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

【労働安全衛生規則 第 40 条】

法第 60 条の安全又は衛生のための教育は次の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間以上行わなければならない。 ⇒ 計 12 時間

通常行われている職長教育講習会は「新たに職務につくこととなった」職長を対象としている訳です。

【労働安全衛生規則 第 40 条第 3 項】

事業者は、前項の表の上欄に掲げる事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する職長教育を省略することができる。

午前コース・午後コース			
午前コース	7 時～ 13 時	6 時間	稲沢市
午後コース	13 時～ 19 時	6 時間	稲沢市

問い合わせ	職長教育センター
	〒492-8439 愛知県稲沢市七ツ寺町 70-4 昭和企画
	TEL 0587(36)3271 FAX 0587(36)0361 http://www.shokkuchokyoiku.com info@shokkuchokyoiku.com